

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた団体

社会福祉法人北九州市福祉事業団

3 監査の期間

平成28年7月21日から平成28年12月8日まで

4 監査公表の時期

平成29年2月17日（平成29年監査公表第13号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 社会福祉法人北九州市福祉事業団

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>自動車の運行管理について</u></p> <p>自動車の運行管理にあたり、作成すべき運行前点検表を作成していなかった。また、運転日誌に管理責任者が内容を確認したことを示す押印もなされていないなかった。</p> <p>北九州市福祉事業団自動車管理規程では、運転者は、運行の開始前に自動車の点検を確実にを行い、運行前点検表に所定事項を記入のうえ、安全運転管理者（安全運転管理者が置かれていない箇所にあつては管理責任者）に提出をしなければならず、運転日誌に毎日の運転状況を記入のうえ、運転終了後、管理責任者（安全運転管理者が置かれている箇所にあつては安全運転管理者を経て。）に提出をしなければならないとされている。</p> <p>安全確保の観点から、運行管理の徹底を図り、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、運転日誌については、監査翌日から管理責任者が確認・押印するよう、直ちに改善した。</p> <p>運行前点検については、新たに点検表の様式を作成して、運転前に所定事項を点検確認することとし、平成28年11月10日に対象施設に通知するとともに、適正な手続きに基づく事務処理を指導した。</p> <p>なお、12月16日に実施状況の履行確認を各施設に行い、改善内容実行の徹底を図った。</p> <p>また、「自動車管理規程」を平成29年5月1日付で改正し、事業団が管理する自動車の安全・効率的な運営及び管理を図るための制度面の整備を行った。</p> <p>事業団全体として、上記のとおり通知等を行い、管理責任者及び職員へ交通法規の遵守、規程に基づいた自動車管理の適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>